

4K・8Kテレビ放送の視聴には注意が必要です。

【事例】

難視聴地域だったため、ケーブルテレビ会社と受信契約を結んで地上デジタル放送のみ視聴している。点検を名目に訪問があり、配線を取り換えれば4K放送が映ると言われ、4K放送及び同時に勧められた電話の契約をした。料金について確認すると、「現在と大差ない」と言われたが本当だろうか。

平成30年12月1日から、4K・8K放送の実用放送が始まります。家電量販店などでは超高画質を謳う4K・8K対応テレビが以前から販売されていますが、テレビと受信設備が現在のままでは視聴できない場合があります。以下の点に注意してください。

【消費者へのアドバイス】

- ① 地上波では4K・8K放送は行いません。BS、CS放送、あるいはケーブルテレビを視聴できる設備や環境が必要です。また、衛星放送の受信契約も必要です。
- ② 現在の地上デジタル放送、BS放送、CS放送に加えて、新規格の「**新4K8K衛星放送**」として始まるので、今まで見ていた番組が見られなくなることはありません。
- ③ 現在販売されている多くの4K・8K対応テレビは、新たに始まる実用放送は受信できません。別途専用のチューナーを購入するか、チューナーを内蔵したテレビ（6月に発売が開始されました。）を購入する必要があります。
- ④ 現在BS、CS放送が受信できても、4K・8K実用放送のすべてのチャンネルは受信できません。すべてのチャンネルを見るためにはアンテナ、ブースター、分配器、アンテナ端子などの機器を新しい規格に対応したものに交換が必要になる場合があります。
- ⑤ 上記事例のケーブルテレビの場合は、通常のケーブルテレビ契約に加え、4K・8K放送の契約と、対応したセットトップボックスへの交換が必要です。また衛星放送受信契約、4K・8K対応テレビの購入が必要なので、「現在の料金と大差ない」ことは考えられません。

「**新4K8K衛星放送**」に関するお問い合わせは、総務省の「**新4K8K衛星放送コールセンター（ナビダイヤル：通話料視聴者負担）**」へ【平日9：00～17：00】
電話番号：0570-048-001

工事業者を装って、費用を不正に請求する悪質商法による被害が発生する恐れがあります。不審に思ったら、北本市消費生活センターにご相談ください。

☎048-511-8800「月～金曜日（祝日・年末年始除く）10:00から12:00／13:00から16:00」

※土日祝日は局番なしの☎188へ（年末年始除く）